

藤沢記者クラブ各位

小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業について

循環型社会の形成等を目的とした「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（通称「小型家電リサイクル法」）が平成24年8月に成立し、平成25年4月1日に施行となりました。この法律の趣旨を踏まえ、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の連名で平成25年度「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」（市町村提案型）に申請し、環境省より事業計画が採択されました。

1 計画の概要

市民のみなさんから排出される使用済小型電子機器等を回収するとともに、回収された小型電子機器等について、分別・解体・選別・破砕などの中間処理を行い、貴金属やレアメタルを含む有用金属の回収などを実施します。

2 回収方法：拠点回収及びイベント回収

市民センター等の公共施設に回収ボックスを設置し、市民のみなさんが直接回収ボックスに入れていただいた使用済小型電子機器を回収します。また、環境フェア等のイベントでも使用済小型電子機器を回収します。（詳細は市ホームページや広報ふじさわなどで別途お知らせいたします。）

3 対象品目：17品目（ボックスの投入口に入る大きさのものに限ります）

携帯電話、PHS、電話機、デジタルカメラ、ビデオカメラ、MDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤー（フラッシュメモリ、HDD）、CDプレーヤー、デッキを除くテープレコーダー、ICレコーダー、補助記憶装置、電子書籍端末、電子辞書、電卓、据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム

4 事業期間

平成25年10月から平成26年3月下旬までを事業期間として予定しています。

※事業期間以降も継続して使用済小型電子機器を回収する予定です。



*この資料に関する問い合わせ先

藤沢市役所 環境部 環境総務課

担当： 廃棄物計画担当

内線： 3312

直通： 0466(50)3529